

令和8年第4回

遠軽町議会定例会会議録（第2号）

令和8年6月17日（水）午前10時01分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

日程第21

一般質問

◎出席議員（15名）

議 長	15番	杉 本 信 一 君	14番	佐 藤 昇 君
	1番	秋 元 直 樹 君	2番	戸 松 恵 子 君
	3番	阿 部 君 枝 君	4番	白 幡 隆 一 君
	5番	遠 藤 明 美 君	6番	佐 藤 和 徳 君
	7番	渡 辺 清 夏 君	8番	山 本 悟 君
	9番	村 岡 敦 子 君	10番	前 島 英 樹 君
	11番	今 村 則 康 君	12番	勢 志 優 華 君
	13番	山 谷 敬 二 君		

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町 長	佐々木 修 一 君	教 育 長	佐 藤 祐 治 君
代表監査委員	高 橋 義 久 君	選挙管理委員会委員長	新野尾 伸 一 君

◎説明員

副 町 長	澤 口 浩 幸 君	総 務 部 長	鈴 木 浩 君
民 生 部 長	堀 嶋 英 俊 君	経 済 部 長	内 野 清 一 君
総 務 課 長	松 村 圭 悟 君	総務課周年事業担当課長	中 原 誉 君
総務課契約担当課長	丸 山 啓 次 君	企 画 課 長	大 西 公 太 君
企画課みらい創造担当課長	成 中 克 也 君	財 政 課 長	今 井 昌 幸 君
保健福祉課長	渡 邊 亮 司 君	住民生活課長	太 田 貴 幸 君

農政林務課長	石川正徳君	商工観光課長	倉内健一君
建設課長	米谷克美君	生田原総合支所長	今泉郁夫君
生田原総合支所参事	田村明彦君	丸瀬布総合支所長	大川寿雄君
白滝総合支所長	長原裕一君	会計管理者	奥山隆男君
教育部長	古賀伸次君	総務課長	堂前政好君
社会教育課長	中南秀隆君	選挙管理委員会事務局長	松村圭悟君
監査委員事務局長	中田英明君	農業委員会事務局長	石川正徳君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	岩井誠志君	事務局参事	中田英明君
事務局主任	堂前あすか君		

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は 15 人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第 125 条の規定により、阿部議員、今村議員を指名します。

◎日程第 21 一般質問

○議長（杉本信一君） 日程第 21 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を 30 分以内として、一問一答により行います。

通告の順により、発言を許します。

通告 1 番、戸松議員。

○2 番（戸松恵子君） ー登壇ー

質問通告書に従いまして質問します。

1、会計年度任用職員の雇用の安定と処遇改善について。

令和 2 年、地方公務員法が改正され、従来の臨時・非常勤・嘱託職員が 1 年度内を任期として働く会計年度任用職員になりました。

遠軽町でも一般事務職、保育士、運転手など、専門知識と経験が必要な業務を会計年度任用職員が多岐にわたって担っており、その身分の安定と処遇改善は、町民が良質な行政サービスを受ける上でも必要不可欠な保障です。

令和 6 年度からは、期末手当に加えて勤勉手当も支給されるようになり、病気休暇も導入され、処遇改善も少しずつ進んでいます。

さらに、総務省の事務処理マニュアルの改訂によって、国のいわゆる「3 年目公募」規定が撤廃され、雇用の安定化を図る自治体が広がっています。

そこで、次の点について伺います。

（1）遠軽町は、今年 2 月の広報で、会計年度任用職員の候補者の登録を受け付けています。現在設けている 3 年間の有効期限の規定をなくすべきと考えますが、町の見解を伺います。

（2）比較的長期にわたって継続される見通しのある職、専門性のある職の会計年度任用職員については、本人の意欲や能力に基づいて正規職員への登用を進める必要があると思いますが、町の見解を伺います。

2、移動期日前投票所巡回事業について。

この件は、同僚議員が過去にも質問しているところですが、砂川市では一昨年からオンデマンド型（事前予約型）移動期日前投票所巡回事業が行われています。高齢や障がいなどが理由で投票所へ行くことが困難な人の自宅前までワゴン車が行って、投票ができる取組です。市民からも好評のようで、昨年の参議院議員選挙では2日で17人、今年の冬の衆議院議員選挙では3日で76人の利用があったそうです。

町民からも、90代のお年寄りが歩いて投票所に行くのはつらい、自宅のそばで投票ができればありがたいという声があります。

遠軽町でもこのような取組をすべきと思いますが、町の見解を伺います。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

一つ目の御質問にお答えいたします。

1点目の「会計年度任用職員の候補者の登録3年間の有効期限の規定をなくすべきでは」についてですが、遠軽町の会計年度任用職員の任用に当たりましては、あらかじめ候補者として申込みのあった方の中から選考、または面接等の能力実証により任用しており、平等取扱いの原則や成績主義を踏まえた適切な任用事務を行っているところであります。また、候補者の名簿登録を行うことにより、突発的な採用への迅速な対応や潜在労働力の把握が可能となっております。

御質問のとおり、3年間の有効期限の規定をなくした場合、時間の経過に伴い、登録者の情報も変化することとなり、ある程度の期間で登録者の情報を更新することが必要と考えておりますことから、有効期限をなくす考えはございません。

2点目の「比較的長期に継続される職、専門性のある職の会計年度任用職員について、正規職員へ登用すべきでは」についてですが、会計年度任用職員であることを理由として、正規職員へ任用する考えはございません。

職員採用は、地方公務員法の規定に基づき、競争試験、または選考の方法による必要があります。この中から平等に取り扱ってまいります。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 新野尾選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（新野尾伸一君） ー登壇ー

二つ目の移動期日前投票所巡回事業についての御質問にお答えいたします。

移動期日前投票所につきましては、令和5年第6回定例会の一般質問におきましても同様の質問がございましたが、各地域に期日前投票所を設置しており、適切な配置だと判断していることから、新たに自動車を使った移動期日前投票所の設置は考えていないと答弁させていただいたところでございます。

砂川市の取組につきましては、令和7年度に開催されました北海道政治講座において事例発表されたところであり、投票弱者の投票機会の拡充と投票所の再編の可能性に備えた取組となっていることから、本町の導入の可能性について参考とするため、令和8

年度において視察のための予算を計上しており、取組について既に検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 戸松議員。

○2番（戸松恵子君） まず、先ほどの3年目公募の件なのですが、町長の答弁で、今後も3年間の有効期限をなくすつもりはないということでした。

私は、3年ごとの公募に対して自治体の状況を調べました。北海道の町村で、毎回公募を行わないで再任用しているところは、令和7年度で37.1%でした。これは、その前年度よりも増えております。オホーツク管内では、毎回公募を行う町村は遠軽を含めて6町村、毎年公募を行わないで再任用をしている町は7町、公募を行わない回数などの基準を設けているのが2町ということでした。

町の実態によって、ある程度職種によっても違うと思うのですが、極端に言うと3年で仕事を失うかもしれないという漠然とした不安があるという会計年度任用職員の方の声もありますので、3年の有効期限というのは、職種によってもあると思うのですが、もう必要ないのではないかと思いますでしょうか。

○議長（杉本信一君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木 浩君） ただいまの御質問でございますけれども、若干整理をさせていただきますと思います。

御質問で国の3年目公募というお話が出ておりますけれども、国の3年目公募というのは、公募によらない採用は同じ人物について連続2回までです。ですから、3年目で公募しますという制度でありまして、これが先般撤廃されたというものでございます。

一方で、遠軽町の候補者の有効期間3年というのは、採用事務に先立ちまして、事前に候補者として登録してもらい、その登録者の中から採用面接等を行うものでございまして、登録名簿の有効期間が3年間というものでございますので、国の3年目公募の考えとは異なるものでございます。

候補者の名簿登録をすることによりまして、事務負担の軽減や突発的な採用へ迅速に対応することなどから、名簿登録は継続していきたいと考えておりますし、さらに、個人情報陳腐化防止などの観点から、適切な有効期間を設けた運用を継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 戸松議員。

○2番（戸松恵子君） 今の説明は、よく分かりました。事務的な手続という点では、もちろん必要だと思いますので、その点にはついては分かりました。

先ほどの総務省からの話ということで、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情等に応じつつ、適切に対応することが必要という助言がありますので、今後も

実態に応じて公募についての取組は、改善していけるところがありましたら、ぜひ改善していただきたいと思います。

次に、処遇改善の件についての質問なのですが、遠軽町の令和8年の正規職員が231人、会計年度任用職員の登録数は392人、うち男性が94人、女性が298人とお聞きしています。さらに、会計年度任用職員は、勤務時間によりましてフルタイムとパートタイムの2種類に分かれるのですが、遠軽町のフルタイムとパートタイムの職員の人数を教えてください。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

松村総務課長。

○総務課長（松村圭悟君） ただいまの質問にお答えいたします。

フルタイムの会計年度任用職員につきましては9名、それ以外がパートタイムの会計年度任用職員ということになってございます。

○議長（杉本信一君） 戸松議員。

○2番（戸松恵子君） 分かりました、ありがとうございます。今お聞きしましたら、ほとんどの人がパートタイムということでした。

先ほどの総務省にまた戻るのですが、令和7年度は、全国で68万7,000人の会計年度任用職員が働いており、そのうちフルタイムで働く人は全体の約10.6%、パートタイムの職員は94.8%で、そのうちの約4分の3が女性職員ということです。今お聞きした遠軽のフルタイム職員は9人ということですから、3%にもいかないというところで、全国平均よりも少ないということです。

職種によつての勤務時間の差なのですが、1日15分少ないだけでパートタイムとして任用されている職員がかなりの数いるのですが、総務省はフルタイム勤務での任用を進めていくべきとの方針なのです。フルタイムとパートタイム勤務に格差がありまして、フルタイムの職員には退職手当が支給されますが、パートタイムでは支給されないというような現状がありますので、もう少しフルタイム職員を増やしていくという考えはありますでしょうか。

○議長（杉本信一君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木 浩君） パートタイム職員とフルタイム職員の関係についてでございますけれども、パートタイム会計年度任用職員というのは、常勤職員よりも1週間の勤務時間が短い職員のことを言います。任用に当たりましては、その職に必要な勤務時間に応じてパートタイム、またはフルタイムでの任用をしているところでございますので、必要な勤務量に応じて、例えば週4日の勤務といった形になりますので、それが

パートタイムの勤務という結果でございますので、単純にフルタイムへ移行するという考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 戸松議員。

○2番（戸松恵子君） 会計年度任用職員の処遇が改善されてきているというのは事実なのですが、まだまだ正規職員の年収とは差がありますし、遠軽町で働く人たちを支えていくための低賃金を改善していくという点では、全体の底上げというようなことも改善点になるということを申し上げまして、次の質問に移ります。

移動期日前投票所巡回事業なのですが、先ほどの御答弁で検討されているということが分かりました。

砂川市の人口は、令和6年で1万5,372人ですので、遠軽町と1,500人ぐらいしか差がありません。砂川市は、市民への投票所巡回事業のお知らせの方法は、通常の広報紙、ホームページ、町内会や回覧板などでお知らせしたそうです。道内で3番目の取組です。

遠軽町でもし取り組むとなりますと、高齢の方が対象になりますので、申込みの方法とか事前の連絡の手順などの取組が大変になるのではないかと思います。実施するとしたら、いつ頃からできますか。次の統一地方選挙からできそうでしょうか。

○議長（杉本信一君） 松村選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村圭悟君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど検討すると申しましたのは、予算を今年度計上しているというところであります。視察を今後行いまして、その後、導入する、しないを含めまして検討するというところで御理解願います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 以上で、戸松議員の質問を終わります。

通告2番、白幡議員。

○4番（白幡隆一君） ー登壇ー

通告書に従いまして、次の質問をいたします。

猫の多頭飼育崩壊対策と町の条例の運用について。

近年、全国的に猫の「多頭飼育崩壊」が深刻な社会問題となっており、適正飼育が行われないことによる生活環境の悪化、住民トラブル、動物福祉上の問題が発生しています。この問題は、動物愛護の観点にとどまらず、飼い主の地域からの孤立や経済的困窮、セルフネグレクト、近隣への悪臭被害など、福祉や環境問題と密接に結びついた複合的な課題を抱えていると考えます。

そこで、このことに関して、次の2点を質問いたします。

（1）遠軽町内で、過去に多頭飼育による崩壊、あるいは一步手前のグレーゾーンの世帯の事案を把握した実績はあるか。また、北海道（保健所）とはどのような連携が図

られているか伺います。

(2) 多頭飼育崩壊やそれに関わる福祉や生活環境問題に対し、町が独自に定めている条例を活用・運用して、今後どのように対策する考えがあるか、町の見解を伺います。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

まず1点目の質問にお答えいたします。

「遠軽町内で、過去に多頭飼育による崩壊、あるいは一步手前のグレーゾーンの世帯の事案を把握した実績があるか。また北海道（保健所）とはどのような連携が図られたのか」との質問でございます。

過去をどこまで遡るかにもよりますけれども、令和6年度につきましては1件、令和7年度につきましては2件を認知してございます。北海道との連携につきましては、案件が認知された時点で、オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課、または北海道動物愛護センターへ連絡し、協議し、対応しております。

2点目の「町が独自に定めている条例を活用・運用して、今後どのように対策する考えがあるか」についてですが、町が定めている「遠軽町犬又はねこの愛護及び管理に関する条例」により、その条例に沿った適正な飼育に努めるよう、町民への啓発活動を行ってございます。

しかしながら、実務的には動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、各都道府県が担当となるように規定されております。このことから、今後も北海道との連携を図り、多頭飼育等への対応を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○4番（白幡隆一君） 以前、地域猫の対策ということで、ここで質問させていただきましたが、その後、担当課とボランティアの方々が協力し、少しずつ外で暮らす猫、外猫の問題について町民の皆さんの周知が深まったと聞きます。

全国的なペット数の増加につれて、遠軽町でも発生している猫の多頭飼育問題の実例を今お聞きしましたが、発見件数は令和6年度が1件、令和7年度が2件ということですね。そのほか、私が最初に多頭飼育を町が対策していると聞いたのは2021年で5年前になりますが、遠軽町社名淵において20匹以上の多頭飼育がありまして、当時の住民生活課、保健所、ボランティア、北海道、それと獣医師が連携して対応したという事案を聞いております。報告された各案件の当時の猫の数とか、どのような飼育の状況であったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（杉本信一君） 太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。

概要でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

令和6年度につきましては、多頭飼育という実態ではございません。いわゆる地域の方が善意といいますか、そういった形で放たれている猫に餌をあげていたと。その猫がその周りに集まってきて、数については十数匹ということで覚えていますが、細かい数字は覚えていません。その数になったものですから、その猫たちが近隣の住民の家に入り込む、それから小屋に入り込むといったことがございまして、それが役場のほうに情報提供がありまして対応した例です。

令和7年度につきましては2件ですけれども、この2件につきましては、2件とも多頭飼育の関係になります。1件につきましては、覚えている限りでは14頭、もう1件につきましても12頭と僕は覚えております。そこにつきましては、町長の答弁にもありましたとおり、北海道動物愛護センターからの情報提供等がありまして、対応につきましては、オホーツク総合振興局保健環境部と動物愛護センターと連携しまして対応してきております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○4番（白幡隆一君） 多頭飼育を未然に防ぐためには、初期の段階で実態を把握、飼い主への指導が重要であるということはお分かりだったと思いますが、保健所、その他、北海道への連絡とともに、住民生活課も初動し、現場の調査を行っているということですね。

その後の飼い主への飼育状況や不妊手術などの改善が行われたかの確認はどのようにされておريましょウカ。

○議長（杉本信一君） 太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） その後の対応につきましては、町長答弁にもありましたとおり、北海道のほうになります。そこについては、必要に応じて北海道から連絡が来て、こういう実態ですということで報告を受けております。そういう形になると、法律上でもありますとおり、都道府県は市町村に対して協力を求めることができると規定されていますので、その規定に従いまして、相談された業務について、うちのほうでできることについては協力してまいります。

以上です。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○4番（白幡隆一君） それでは、2番目の質問について再質問させていただきます。

遠軽町には、「遠軽町犬又はねこの愛護及び管理に関する条例」があります。ここでは、犬や猫、ペットの飼育に関して、飼い主の責務、それを守らない飼い主への罰則などが定められていますが、ただ、飼い主の事情の中には高齢の独り住まい、病気や認知症であったり、経済的な困窮をしているなどという人の問題を抱えていることも報告されています。多頭飼育の相談は福祉関係者からの情報もあり、担当課と福祉部局が情報を共有することで被害が大きくなる前に防ぐことも大事な対策と考えます。

環境省が策定した「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」というのがありますが、それでは、自治体に対して動物愛護部局と社会福祉部局が一体となり、問題の根本解決を図る体制づくりを求めるとあります。これはもちろん法令ではありませんが、国は今後この複合的な問題への対策の必要性を示しているのではないかと思います。これを遠軽町はどう受け止めているか、見解をお聞きいたします。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 国のガイドラインの中で福祉部局と環境衛生部局が連携するようという書き方で、法令ではないですけども、やれと言っているわけではないのですが、それは従前どおり、先ほど来担当課長からお話ししておりますけれども、役場の中としてはそういう連携を取ってやっております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○4番（白幡隆一君） 遠軽町では、福祉部局と環境部局が連携を取って密にやっているということの答えをいただきました。

町民の中には、ペットの不妊手術の費用を軽減できる獣医による集団手術や、犬猫の遠軽町の管理条例を含めて知らない人が多くいます。飼い主の責任の重さの観点から、多頭飼育対策についての啓発や広報は、条例を根拠に飼い主へ周知させることは町として最低限の責任と考えますがいかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） 今の御質問ですけども、担当課としましては、既に広報とかでも載せていますし、そういった形で飼い主の責務で飼ってくださいということの周知広報は既にしております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○4番（白幡隆一君） 今、私が申した不妊手術の費用を軽減できる集団手術や犬猫の管理条例は、もう既に広報で町民の方にお知らせをしているということですね。

○議長（杉本信一君） 太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） 不妊につきましては、うちのほうに情報が入ってくる部分と入ってこない部分がございます。それについては、道でやっている事業ですとか自治体でやっている事業であれば多少なりとも入ってきますけれども、それが動物愛護団体ですとかといったところでの不妊手術の開催とかになると、うちのほうにはそういった情報が入ってきません。ですから、そういったところでいうと、広報とかホームページに載せる時間がないということで、それが実態であります。

あと、自治体につきましても、例えば今回、佐呂間町で来たるべきときにやるのですけれども、そちらについても知らされたのが今月に入ってからですので、そういった形になると、うちのほうでもどうしても広報といったものが間に合わないといったところ

が実態でございます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○4番（白幡隆一君） 集団手術などの情報は、各愛護団体やオホーツク振興局からの情報を基に入ってくると思うのですけれども、今後そういう情報を積極的に取る考えはありますか。

○議長（杉本信一君） 太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） 今の御質問ですけれども、早めにいただければ、うちのほうも対応できる時間はありますから、そういった意味で対応できるところは対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○4番（白幡隆一君） 「遠軽町犬又はねこの愛護及び管理に関する条例」は、平成17年、本日傍聴に来ていただいている高校生の皆さんがまだ生まれる前の20年前につくられた条例です。この20年間、動物愛護やペットの管理規定などは実態とともに変わってきており、もし現在の町条例の中で強制力や支援の規定が不足しており、そのため、
北海道に頼らざるを得ない
ということであれば、時代と実態に則した具体的なガイドラインの策定を町が主導で行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 澤口副町長。

○副町長（澤口浩幸君）

町の条例は、実は平成17年の合併前に規定されておりまして、それが合併後もそのまま引き継がれたと認識しております。

ただ、基本的には、法律で北海道（都道府県）の条例で規定して、動物の愛護について進めていくということで、先ほど町長答弁の中にもありましたように、法律では北海道（都道府県）が窓口になると規定しております。北海道条例は、合併前につくられた遠軽町条例とほぼ一緒でございます。その時点で遠軽町条例がどのような経緯で規定されたのかということは明確に分かっておりませんが、北海道条例は、当然都道府県の中で決められていて、遠軽町もその網の中に入っております。ですから、遠軽町の条例が特別に道と違う部分が規定されていることではないことから、その辺につきましては、今後精査して、改善するところは改定していく必要もあるのかなとも考えてございます。

ただ、北海道条例の中の動物愛護の関係につきましては、動物愛護センターを設置すると規定されておりますけれども、実は北海道で動物愛護センター（あいにくた）と

なっておりますけれども、設置したのは2024年です。全国に比べましても北海道は動物愛護に関しては非常に遅れていたと。かなり広大な面積があるということで、なかなかその辺の情報がつかめなかったということもございましょうけれども、今後、町としましては、その辺の北海道の愛護センターの動き方や、先ほど不妊手術や何かの話もございましたけれども、法律の中でそのような形でやっていくということが規定されておりますので、北海道の動きに合わせて一緒に協力しながらやっていけるところはやっていくと。町独自でやっていくということではなくて、国、それから北海道、町も協力しながら、あるいはボランティア団体もございまして、その中で協力しながら愛護関係について実施していくという考えでございまして、御理解をお願いします。

以上です。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○4番（白幡隆一君） 今、副町長から法の体系について御教示いただきましたが、猫の愛護や規制に関する法的な位置づくりというのは、国は動物愛護管理法、その下に都道府県の条例、そして市町村には独自の条例という段階になっています。

また遠軽町の条例についてお聞きしますが、遠軽町の条例の第2条ではこう書いています。「町は、犬等の愛護及び管理に関する施策を策定し、町民と連携してその推進に努める責務を有する」と。このことは、単に町の責任だけを述べているのではなく、飼い主の責任を含めて、行政と町民はお互いに協力し、この課題に取り組み、行政はその旗振りをしなさいと、この条文は語っているのではないかと僕は思いますが、町民とは今後どのような連携が必要なのか、考えをお聞きします。

○議長（杉本信一君）

○4番（白幡隆一君）

○議長（杉本信一君） 議長において議事録の精査をさせていただきます。

澤口副町長。

○副町長（澤口田浩幸君） ただいまの白幡議員からの遠軽町条例の関係でございまして、先ほども答弁させていただきましたけれども、法律に基づいて都道府県が条例化をすると、計画を立ててやっていくというところで、北海道条例をそのまま模した形で遠軽町が条例を作成しているところを申し上げましたけれども、遠軽町独自で、今現時点で確かにこの条例がございまして、独自でやっていかなければならないので、ただ、北海道はそのような形で規定をして行動計画という形で愛護の関係をやってございます。これに協力をしてやっていくことが、遠軽町の条例に則してやっていくと判断してございまして、遠軽町独自で町民に向けてこのようにやっ

てくださいとか、このようにやっていきますということではなくて、そういうような協力を進めながら、北海道条例に基づきながら実施していくと考えてございますので、御理解をお願いします。

以上です。

○議長（杉本信一君） 以上で、白幡議員の質問を終わります。

通告3番、前島議員。

○10番（前島英樹君） ー登壇ー

通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

人口減少対策について。

近年、本町においても、人口減少と少子高齢化が進行しており、地域経済の縮小や労働力不足、地域コミュニティの維持など、さまざまな課題が懸念されています。令和7年国勢調査速報値によりますと、令和2年の1万9,241人から1万7,047人と減少率が11.4%となっています。

人口減少は、短期間で解決できる問題ではありませんが、将来を見据えた持続可能なまちづくりのため、次の点について伺います。

（1）人口減少の現状認識について。

①本町の人口減少の主な要因をどのように分析しているか。

②自然減と社会減の現状及び今後の見通しはどうか。

③人口ビジョンや総合計画における目標達成状況をどのように評価しているか。

（2）今後の人口減少対策について。

人口減少対策は、一つの施策だけで解決できるものではなく、産業の振興、雇用、子育て、教育、移住定住施策を総合的に推進する必要があります。

本町の将来を見据え、具体的な数値目標と検証体制を明確にしながら、実効性のある人口減少対策を進めていくべきと考えますが、今後、重点的に取り組む施策とともに、人口減少を前提とした施策の考えを伺います。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

前島議員の質問にお答えいたします。

一般質問の通告書にありますように、5月29日に、令和7年国勢調査速報値が公表されたところであります。公表内容は、人口総数、男女別の人口及び世帯数における増減数と増減率でありまして、前回調査時と比べ、遠軽町の人口は11.4%の減少となったところでございます。

人口減少の現状認識について、質問の1点目、「本町の人口減少の主な要因をどのように分析しているか」についてでございますが、公表されている数値が男女別と総数のみであるため、現段階では詳細な分析は難しいだろうということでございますけれども、前回に比べて、ざっとすぐ分かるのが、自衛隊入隊者の減少などがあるのかなと捉

えております。

2点目の「自然減と社会減の現状及び今後の見通しはどうか」についてでございますが、自然減については、令和2年と比べ出生数が減少し、死亡数が増加したことにより、減少数は増加しております。社会減については、転出は横ばいであるものの転入が減少ということで、減少数は増加しております。今後の見通しにつきましては、自然減と社会減の両方は、今後とも続いていくのではないかと見込んでいるところでございます。

3点目の「人口ビジョンや総合計画における目標達成状況をどのように評価しているか」についてでございますけれども、第3次遠軽町総合計画及び遠軽町人口ビジョンにおける人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所の準拠推計を参照しており、その推計では、令和7年人口を1万7,688人とし、速報値が641人ほど下回ってございますが、3.何%ぐらいですので、ほぼ推計どおりかなとも捉えております。

今後の人口減少対策についての御質問です。

遠軽町は、医療と教育により、オホーツクの半分を占めるこの遠紋地域に貢献しているのだと思います。厚生病院を頂点とする医療、それから教育、普通の町では小学校、中学校ぐらいでございますけれども、遠軽町においては、遠軽高校を頂点とする教育、そしてそれを支えている自衛隊遠軽駐屯地、この医療、教育、自衛隊駐屯地のトライアングルをしっかりと守っていくことを柱としながら、議員おっしゃっているとおり、この三つがあっても一つの方策だけでは難しいです。その中で、さらに経済をどう回していくか、地場産業をどう守っていくか、育てていくかということをやりながら、雇用を守っていくことが一番の人口減少対策であろうと思います。

また、これまでは、遠軽高校の下宿生や新規就農者などの人口増加の取組も大きな成果が上がっているところでありますので、今後も総合計画などに基づいて、各種施策を推し進めることによって、人口の減少スピードを抑制してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 前島議員。

○10番（前島英樹君） 今いただきました町長の答弁は、しっかりと現状認識された上で、日頃から言っておられますように、この地域の医療と教育というものを守るために、遠軽高校の支援や新規就農の支援を行っているということで、私も理解をしているところでございます。

令和7年3月に策定されました遠軽町人口ビジョンでは、2034（令和16）年度の目標人口として1万5,400人を目標設定しておりますが、先ほどの国勢調査の5年間の減少率は11.4%で、1年で2.28%として、現在の減少率が、楽観的に加速度がつかずにこのまま推移すると仮定したら、8年後の2034年には1万3,900人と単純に計算されます。1,500人の人口ビジョン目標値との差異が出ます。この部分は目標値ですから、この数字について申し上げることはないのですが、少し暗い話になっ

てしまいますが、ただ減少の加速度は、先ほどの町長の答弁にもありましたように抑えていかなくてはならないと。

その中で、人口は減少していくけれども、住民が安心して生き生きと暮らせる遠軽というものをつくっていかなくてはなりません。本来ならここで、こういう状況だからこういう施策が必要ではと、こちらから提案すべきですが、残念ながら持ち合わせておりません。前途ある高校生が傍聴に来られている中、議員として誠に情けなく、こっ恥ずかしい限りではありますが、人口減少対策を諦めたわけではありません。これはという案が出てきたときには、こうした一般質問の場でまた提案させていただきますが、年齢を重ねますと発想力にも限界を感じている今日この頃でございます。従来の価値観にとられず、柔軟な発想がこれからの人口減少対策に求められると考えます。

現在、議会では、高校生模擬議会、高校生による一般質問をしていただく企画を現在企画中でございます。新庁舎供用後、秋に向け準備をしているところでございます。議会に関心を持っていただくこと、そしてまた主権者教育という側面もありますが、高校生並びに若い世代の柔軟な発想をこれからの施策に取り入れていくことをお考えでしょうか。町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 人口減少については、私が17年前の選挙に出るときから、旧福祉センターに皆さんに集まっていたいて、満杯になって、「人口を増やすことは難しいです」とはっきり言わせていただきました。私は、自分で合併の担当をしながら、人口推計を徹底的にやってきました。これは、口で適当なことを言っても、まちづくりを間違えますので。ただ、先ほども御答弁申し上げましたけれども、減るスピードを緩める努力をしましょうということで今まで、先ほど来申し上げました、医療というのは子育て対策からです。厚生病院というのは。子どもがいないところで何が子育て対策かということから始まって、それから、この地域は大学までは必要ないなと僕は思っているのですけれども、でもそういったところを狙えるような遠軽高校にもしなければならぬ。そうしないと、近隣の高校に昔のようにほとんど生徒がいないです。それを支えているのは、やはり自衛隊駐屯地がなければできないという、このトラングルをしっかりと守った上でやっていくしか今のところないのかなと。

さらに大きな問題はまだございます。皆さんも御承知のとおり、大きな問題が一気に来ました。今支えている自衛隊駐屯地自体もどうなるのだとか、それからJR石北本線の問題もあります。遠軽厚生病院も相当医者の配置については、御承知のとおり、我々みんなで厚生労働省に行って、何とか法律改正も相当数やっていただいた部分もございますが、やはり日本が裕福になった国、日本だけではないですけれども、世界的に見て人口は減っていく。これにどこの国も歯止めが効かないということの中で、先ほど議員おっしゃったように、少ない中でもどのように幸せに生活ができるか、いつかはやはり底を打つと思うのです。そこまでに何とか我々はしっかりとこの地域を守っていく。

そのために、いろいろな発想を皆さんのほうからいただきたい。ただ、発想だけでは町は成り立ちません。それを支えるための財政という基盤が必要です。こちらも両方でいかなければ、これをやればいいのか、いいのは分かっていますよ、誰だって。では財政はどうなるのだ、ではまた合併前に戻っていいのかということにもなりませんので、若い人たちはもう自由に言っていただいてもいいですけども、それ以外の方はきちんといろいろ両方考えた上で御提言をいただければ参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 以上で、前島議員の質問を終わります。

11時5分まで休憩とします。

午前10時55分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

通告4番、阿部議員。

○3番（阿部君枝君） ー登壇ー

通告書に従いまして、一般質問いたします。

「リフィル処方箋」について。

令和4年度に導入された新しい処方箋で、症状が安定している患者で一定の要件を満たした場合に、医師が定めた期間内に最大3回まで繰り返し使用可能な処方箋です。

高血圧や糖尿病などの生活習慣病やアレルギー性鼻炎などの慢性疾患で、定期的に通院している患者が対象となることが多くなっています。

この処方箋の使用によって、受診の回数や通院時間、診察の待ち時間を減らすことができ、個々の医療費の節約は、社会全体で使われる医療費の抑制にもつながります。また、医療機関側にとっても、「医師の長時間労働」が問題視されている中、外来受付対応が軽減されることで、労働時間の削減につながり、国が進められている「医師の働き方改革」にも資するメリットがあります。

このことから、町の広報やホームページ等で周知し、推進すべきと考えます。町の見解を伺います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

お答えします。

「町として広報やホームページ等で周知し、推進すべきと考えるが、町の見解は」についてですが、リフィル処方箋につきまして、国は、この処方箋により受診の回数や通院時間、診察の待ち時間を減らすことができ、診察費用などの負担の軽減につながるといったメリットと、医師の診断回数が減る分、薬剤師と密にコミュニケーションを取っ

たり、患者自身が体調の変化をより気遣ったりする必要があるといったデメリット、このメリットとデメリットを理解した上で活用するよう政府の広報において説明しており、制度の推進ではなく、制度の内容を周知しております。

また、北海道や北海道後期高齢者広域連合においても同様の取扱いとしているところで、町としても、国民健康保険や後期高齢者医療の新規加入者や毎年実施している受給資格の更新時に交付している各種制度のパンフレットの中に、リフィル処方箋制度の内容を掲載し、広報しているところです。

制度について推進すべきとありますが、町としては、国及び北海道の取扱いのとおり、推進ではなく、制度の周知広報という立場にて広報啓発を進めていく所存であり、町の広報をはじめホームページへの制度説明について掲載を検討いたします。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） 今、広報・パンフレット等でも周知しているということなのですが、私がこの一般質問をしようと思ったのは、町民の方々より時折耳にするのは、「薬だけなのだけれども、診察を受けないと出ないのよね」、「受付から数時間も待って、診療はほぼ数分」との声を多く聞いております。

そこで、厚生労働省が2022年4月に導入した新制度リフィル処方箋と従来の長期処方があり、似ているが全く異なる制度ということなのです。簡単に言うと、長期処方では1回の通院でまとめて薬をもらう、リフィル処方箋は1回の通院で複数回（3回）に分けて薬をもらう方法があります。

医師がリフィル可能とした患者が対象で、幾つかの条件はありますが、まず対象となるのは、症状が安定している患者、同じ薬を継続的に服用している、また、担当の医師がリフィル処方箋の発行を許可しているなどの条件を満たすことが必要です。投与量の限度が定められている麻薬や向精神薬、湿布、新薬などは対象になりません。この処方箋の使用によって、受診の回数や通院時間、診療の待ち時間を減らすことができ、個々の医療費の節約は社会全体で使われる医療費の抑制につながると考えられます。

そこで、今、広報されていると言いましたが、もっと具体的に内容を説明していただいたほうが浸透するのではないかなと思うのです。ただそういうものがあるだけでは浸透しないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） 今の質問にお答えいたします。

阿部議員からの質問なのですが、北海道のホームページに「こくほハンドブック」という、国民健康保険に対する制度のハンドブックが載ってまして、お話しさせていただいてよろしいですか。

リフィル処方箋とはということで、長期にわたり変更なく飲み続けている薬について、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に同じ処方箋を

繰り返し利用することができる仕組みです。患者にとっては、医療機関を受診する回数が少なくなり、通院負担を軽減できるメリットがありますと書いている一方、リフィル処方箋の仕組みとして、先ほど阿部議員が言われたとおり、症状が安定して通院をしばらく控えても問題がないと判断した場合に対象となると。投薬量に制限のある医薬品ですとか湿布薬には利用できません。医療機関で処方箋を毎回もらわず、同じ処方箋を薬局で最大3回まで繰り返し使用できます。そういった内容が載っています。

これを基にして、先ほど町長答弁にもありましたとおり、町の広報ですとかホームページに載せる予定であります。そういった内容で載せたいと思っていますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） 広報等に載せていただける予定があるということは分かりましたけれども、極端に言えば、図解してでも分かりやすくしていただけると、本当に分かりやすく周知できるのではないかと思いますのでいかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） 担当課といたしましては、国や道の文書を参考にしながら広報に載せていくことを検討してまいります。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） なるべく分かりやすく。いつ頃の予定でしょうか。

○議長（杉本信一君） 太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） ホームページにつきましては、文章等がこういうふうにとろっていますので、そこは用意でき次第、掲載したいと思っています。

広報につきましては、国民健康保険、福祉医療、後期高齢者医療の全ての医療については証更新と言いまして、それが7月に行われ、もう既に広報が終わっているのです。そうすると、これ一つだけ広報に載せるということになると、タイミング的にどうなのかというのがありますので、そこは担当課で検討させていただいて、しかるべきときに掲載したいと思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） そこで、なかなか難しいのは、患者から医師に申し出にくいと

考えられます。

こういう処方箋が、長期処方とかということに対して、当院からのお知らせと称した案内を院内の待合室等に掲示していただくよう、町から各医院に依頼書を提示されてはどうかと考えるのですがいかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 堀嶋民生部長。

○民生部長（堀嶋英俊君） 御質問にお答えいたします。

リフィル処方箋について、先ほど来、議員からメリットの部分のお話があったと思うのですが、先ほどのお話でもありましたように、それとは別に、既に長期処方という形で、本来2週間程度の処方であるものを30日投薬ができると。患者の状況に応じて、医師の判断によって60日とか90日といった処方ができるということで、長期処方と比較してリフィル処方箋に特段優位性がある、必ずしも大きなメリットとまではいえないのかなと考えてございます。

町内のある医療機関に聞いた話の範疇ではありますが、長期処方のできている状況ですので、併せてリフィル処方箋を行うことによって、調剤薬局側の管理が煩雑になるということも含めて、現時点では静観しているといったようなお話でございます。

住民のほうへの制度の周知というのは必要だと思いますが、直接医師に対してリフィル処方箋をお願いしますといった形になっていくのは、医療機関側としても混乱する部分があるのかなと思いますので、その辺を周知するに当たっては、理解いただけるような形で進めていきたいと思います。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） 分かりました。確かに病院側もまだ試行的というか、私自身もかかっているんで、こういうふうに処方箋に書いているのだというのがありましたので、リフィル以外という言葉を使っていましたので、どこか病院側も周知しているのだなと思ったのですけれども。

ただ、最近、待っている時間が本当に大変で、朝の8時とかに行って、12時とか1時という状況下の町民の声を結構聞くこともあるので、その辺はやはり改善していく必要があります。診療して、次に薬のところに行って、また長いわけですよ。そうすると、本当に半日どころか1日ばかりになってしまうという方もいらっしゃるやに聞いております。

そういう部分では、今、時期尚早と言われましたけれども、今後に向けてもう一歩進めていただきたいということで、町民の方に喜んでいただけるのではないかなと思いますので、これを最後とします。

○議長（杉本信一君） 堀嶋民生部長。

○民生部長（堀嶋英俊君） お答えいたします。

今、議員からお話がありました待ち時間が長いなどといった部分につきましては、先ほどお話したような長期処方も含めて、1回目の診察を受ける状態はどちらも同じでござ

ございます。リフィル処方箋によって1回目の待ち時間が短くなるとかというところではございませんので、そういう部分で御理解をいただきたいと思います。

リフィル処方箋の取扱いについては、患者の個々の状況を見て医師が個別に判断していくものでございますが、患者の負担軽減、それから医療的なリスクといった部分、あとは医療機関とか薬局の置かれている状況など、総合的に勘案されて判断されるものと考えてございます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 以上で、阿部議員の質問を終わります。

通告5番、14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） ー登壇ー

通告書に従いまして、私から2点質問いたします。

まず1点目、女性がもっと活躍できる町にということでもありますけれども、男女共同参画の推進については、平成11年6月に男女共同参画基本法が制定され、平成27年9月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の制定が図られ、今日に至っています。

しかし、世界の持続可能な開発目標であるSDGsで、5番目にランクされているジェンダーギャップ指数は、日本は世界で118位となっており、いろいろな分野でその努力がされているにもかかわらず、一向にジェンダー平等が進んでいない現状にあります。

町においても、第3次総合計画の中で「働く場における女性活躍の促進」がうたわれており、ジェンダーギャップを埋めるべく一定の努力がなされているものと判断いたします。

議会は昨年改選期以降、女性議員が6名となり、女性議員が4割を占める状況となっており、多様な意見反映が今後なされていくものと判断いたします。

そこで、次の2点について、町の見解を伺います。

（1）令和3年3月定例会の同趣旨の質問に対して、「第2次総合計画において、各種委員への女性の積極的な登用を行い、まちづくりに参画しやすい環境づくりを進める」との答弁がなされておりますが、5年を経過した今日、そうした環境や全体的な環境はどの程度整ったという認識をお持ちでしょうか。

（2）また、最終的な答弁として「条例や基本計画などの策定は今のところ考えていない」ということでありましたが、質問時点から5年を経過した今日、女性の職場における役割、社会参加の重要性は、あらゆる分野での成り手不足、人手不足という社会状況の中での総体的な女性の役割は、ますます高まっていると判断いたします。

改めて、男女共同参画基本法に基づいた条例の制定、基本計画の策定、女性活躍推進法に基づいた必要な施策を策定し、家庭、学校、社会における教育を通じた町民の意識改革、あらゆる分野への男女共同参画の推進・環境整備が必要と考えますが見解を伺い

ます。

2点目として、交通事故から生徒の生命や身体を守るための施策の展開についてお伺いいたします。

令和5年12月定例会において、同趣旨の質問をさせていただきましたが、その際の町側の答弁としては、「家庭の責任で対応されるべきもの」という答弁でした。

しかし、その後、令和8年4月1日からの道路交通法改正に伴い、満16歳以上の自転車運転者の違反に対する罰則が強化され、青切符制度が導入されることとなりました。現時点では、自転車運転の際のヘルメット着用は努力義務となっており、青切符の対象にはなっていないものの、いずれ対象になってくることも十分想定されるところで

す。

現在、遠軽町における児童生徒の自転車通学は、一定の条件で許可されているところですが、各学校からの指導があるにもかかわらず、中学校における着用率は極めて低いと伺っています。

そこで、特に中学校における自転車乗車の際に使用するヘルメットの着用率向上など、交通安全に対する教育的指導の強化、さらには生徒が交通事故等による被害から生命と身体を守ることと、保護者の負担軽減という観点から、希望する中学生に対し、自転車用ヘルメットの購入のための助成を予算措置する考えはないかお伺いいたします。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

1点目の質問にお答えいたします。

「令和3年3月定例会の一般質問以降、全体的な環境はどの程度整ったという認識を持っているか」という質問についてでございます。

町としましては、議員も言われましたとおり、令和7年度から進めている第3次総合計画の中で、女性活躍の推進を掲げ、事業を進めております。地方自治法における町の公職者に係る女性委員の割合に関しましては、全体の26%となっており、女性の活躍する人数が増加していると判断しており、今後もまちづくりに参画しやすい環境づくりの推進に、引き続き取り組んでまいります。

2点目の「男女共同参画基本法に基づいた条例の制定、基本計画の策定、女性活躍推進法に基づいた必要な施策の策定が必要と考えるが、町の見解は」についてでございます。

条例の制定、基本計画の策定となると、推進のための努力目標等を設定することになり、設定した目標達成のため、性急に施策を進めることとなりかねず、町民全体への波及を考えると、まずは、第3次総合計画に掲げていますとおり、三つの施策「仕事と家庭生活が両立できる働き方改革」、「男女の均等な雇用機会と待遇の確保」、「働きた

い女性の就労・雇用継続支援」を進めるため、周知・啓発活動を図っていくことが重要と考えており、現在のところ、条例の制定、基本計画の策定につきましてはの考えはございません。

また、女性活躍推進法に基づいた必要な施策の策定につきましては、既に町として、「遠軽町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定しておりますので、引き続き、計画に則した施策を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤祐治君） ー登壇ー

2点目の交通事故から生徒の生命や身体を守るための施策の展開についての御質問にお答えいたします。

自転車のヘルメット着用は、道路交通法の一部改正により、令和5年4月から、年齢を問わず全ての自転車利用者に対し、努力義務として課せられているところであります。

「ヘルメット着用率の低い中学生を対象とした自転車用ヘルメット購入のための助成を予算措置する考えはないか」との御質問であります。教育委員会としましては、令和5年12月の一般質問の答弁と同様に、児童生徒の交通安全や事故防止の推進のため、引き続き、学校においてヘルメット着用の指導、啓発の取組は継続していくよう周知するとともに、ヘルメットの調達につきましては、それぞれの御家庭で対応していただくことを基本と考えておりますので、ヘルメット購入に対する費用を助成することについては、考えていないところであります。

なお、今後、ヘルメット着用が義務化された場合であっても、ヘルメットの調達はそれぞれの御家庭で用意することを基本と考えており、現在のところヘルメット購入に対しての助成は考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） それでは、1番目の関係から再質問したいと思います。

町長の答弁の中で、例えば各種審議会の委員とか各種委員が、26%くらいまで今伸びているというお話がありました。

少し話がずれますけれども、私が関わっている健康づくり推進委員会は新年度から過半数の6名、11名中6名ということで増えています。どういう形で町が努力されたかは分かりませんが、一方で、そうして増えてきているところもあります。6月23日に民生委員との常任委員会としての意見交換などを行おうと思っておりますけれども、民生委員も少し女性が増えてきていますから、全く進んでいないということではなくて、町長が言われる26%という数字ですから、町も努力されているのだろうということについては私も当然理解しております。

ただ一方で、例えば第3次総合計画審議会の委員の女性は、私の認識が違っていたら別なのかもしれませんが、あと、各種委員会の委員とか審議会の委員とか行革の推進委員とか、やはり女性委員の数というのは圧倒的に1とか、その程度です。ですから、問題はこの辺のところも含めて、今後、増やしていく努力をしていかなければいけないのではないかと。

確かに、以前、私が質問したときに、それぞれの団体のところで審議会の委員などを委任しているわけですから、そう簡単にいかないみたいな話をされたと思うのですが、例えば、これから公募などで委員を募集する場合に、少し女性枠を設けるといったこともやっていく必要があるのではないかと私は思いますが、どうでしょうか。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 議員おっしゃったように、各組織によって違いは出るのだろうと思います。ここをどこまで枠にはめてやっていいかというのは、その都度その都度判断していかなければいけないのかなと。一律に、公募のものは何パーセント女性ですよというのは、これはこれでいいのかどうかという疑問もあるところでございます。

いずれにしても、先ほどの答弁の中でしたか、そういった女性が可能な限りいろいろなところに参加できるということは、今までもやってきたつもりでありますし、これからも進めてまいりたい。

ちなみに、うちの職員なども後で職員から数字を言うかもしれませんが、相当女性が多くなってきております。管理職についても、私が町長に就任してから、その前も僕は役場職員でしたがあまり記憶にないのですが、管理職もすぐにならなくなって、今は課長職だけで3名が女性という形で相当増えているのが事実でございます。

ただ、これも、何かの数字目標をつくってやるというものではないと僕は思っていて、必要な状況の中で増えてくるのだろうと思います。これは社会構造の変化でありますから、そこら辺の状況というのはケース・バイ・ケースで、組織なりいろいろなものを個々に判断してやっていかなければいけないのだろうと考えております。

国についても、国の法令によって、こうやりなさいと言っているわけではないです。そういうことを全然やっていないところに対して努力義務というか、増やすような計画をつくりなさいと言っているわけございまして、今のところ、遠軽町については、徐々に増えてきているのが実態であろうと思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） 役場の管理職が課長級で3名と、今の話については分かりました。

ただ、役場とかのそういう職場だけではなくて、町が直接関係ないと言われればそうだと思うのですが、例えば自治会です。今、自治会自体が、はっきり言って存続

の危機みたいな状態になっていますけれども、例えば自治会長含めて自治会の役員は、女性の会長が一人辞めてしまいましたから、いないという状況になっています。

2 番目にも関連しますけれども、これから町のいろいろな働きかけという、総合計画に基づいた町民に対する働きかけや意識啓発といったものを進めていくことになるのだと思うのですが、やはり町民の意識が、そういう自治会などの関係にしても変わっていかないと、なかなか男女共同参画というようなところまでは進んでいかないのではないかと私は思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 議員のおっしゃることは、私も相当理解しますけれども、これも先ほど来言っているとおり、個々のものによって変えなければいけないと思います。

今、自治会を、たまたまだと思いますけれども例に出されました。自治会というのは、まさに自治ですよ。そこに我々行政側がどこまで入っていけるのかというものもありますので、そういう相手方を見ながら、そこはやっていかなければいけないなと思っています。

以上です。

○議長（杉本信一君） 14 番佐藤議員。

○14 番（佐藤 昇君） 町が、直接、自治会に働きかけるということではなくて、いろいろな計画の中でそういった項目なども少し触れながらやっていくべきでないかということを申し上げたので、決して町の責任でそうしろと言ったつもりはありませんので、そのような視点でぜひ進めていっていただきたいと思っています。

（2）に関連して、さらに質問いたしますけれども、働く場における女性活動の推進では、それぞれいろいろな項目を3点、あるいは具体的な施策でいろいろと出されております。また、第3次総合計画の「We Are（ワ）になってつなげるまちづくり」というところでも、男女共同参画の推進についてうたわれています。考え方については十分理解できるのですが、ただ、町として、そうした考え方に基づいて、もう少し具体的な施策の展開を図っていく必要があるのではないかと。先ほど前島議員の質問の中でも触れておりましたが、具体的な数値目標と検証体制を明確にしながらと言っております。男女共同参画に関わる部分についても、そうした目標を持って進めていくべきではないかと私は思います。

例えば農業委員会委員の選出なども行われるようでありますけれども、農業分野における女性の参画をどう進めていくとか、あるいは災害や防災に関わる女性の意見といったものをどう取り入れていくか、どういう努力をするとか、そういうようなことも含めて、あるいは学校現場における教育の促進をどうするかとか、もう少し具体的なものを示しながら進めていく必要が、私はそのほうがいいのではないかと思います。

町長はどう考えるか分かりませんが、系統的に計画をつくり上げることが大切

ではないかと思います。そのためには、きちんとした基本計画をつくって、目標を持って、数値目標も含めて、立てながらやっていくことが必要ではないかなと私は思いますが、どうでしょうか。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 条例の制定ということでもいいのですよね。先ほどからおっしゃっているのは、質問は条例の制定といただいているので、いいですか。条例の制定ということでも、含めて。

計画の上に、議員おっしゃったように、条例の制定というのがございますので、これは非常に重要なお話で、前回いつでしたか、同じ質問をいただきました。法体系の話を当時もさせてもらったかもしれませんが、一番上に憲法があって、法律があって、政令があって、条例、規則とかになるわけですが、いずれにしても、僕はそういうものがないところが一番いい世の中だと思っているというお話を前にもしたかもしれません。

なるべくないもの、法律だとかというものは、目的としては、人の権利とか個人の権限、財産なりを制限するのです。これに反するものが、道德だとかという社会の一般通念、常識になるのだと思いますけれども、それがなくて、つくらなければいけない。ということで、この問題に限らず、一般論として、なるべくつくらないほうがいいのではないかな。ほかのやり方で対応できるのなら、それでいいのではないかな。どうしてもできないのならつくしましょうという、私はそういう政治スタンスでやってまいりました。

それと、もう一つ、数値目標等についても、計画の中でとおっしゃっておりますけれども、今までの中で、例えばうちの役所の中のことで先ほど来答弁しておりますように、増えてはいるわけですね。これは、別に数値目標を持ってやっているわけではありませんけれども、積極的といえれば積極的になるかもしれませんけれども、増えております。これは町の計画をつくることによって、民間にそれを当てはめられるのかということ、よくよく考えなければいけないところだと思います。これは、先ほど来申し上げている法体系の話になります。

先ほど少し詰まったのは、日本は、要するに法律がすごく整備されているのですよ、ずっとこの長い間。先ほど来いろいろな質問をお答えしてきましたけれども、ずっと関連していることがあるなと思って、今御答弁させていただきますけれども、法律が整備されていることによって、国と都道府県、市町村の役割というのは、相当明確に分かれているわけです。そこを飛び越してお互いに議論してもなかなかどうなのかなということもありますので、国自体も、個人の権限の話もありますからそういうところまで入ってこられないわけですよ。憲法何条でしたか、性別によつての差別もありますから、そこら辺もよくよく考えてやらなければいけないのだろうなと思っております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） 例えば基本計画、条例にしても、町村段階でつくっているところはほとんどないです。数えてみたら10か所くらいだと思うのですが。その中で、先ほど来言っているように、基本計画の中で、いろいろな分野は、単に役場ということではなくて、町民全体に対して、こういう男女共同参画という意識を持っているような活動も含めてやってもらいたいという趣旨でつくられているのだらうなと思います。ですから、そういうことも含めて、できないのかということを率直に申し上げているので、もう答弁が出ていますから、いいですけども。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） それで、今、議員がおっしゃったようなことをやっているわけですよ。第3次総合計画の中でやっておりますので、そういった中で普及啓発を進めて、町の中のいろいろな企業にも御理解をいただいていくのが一番いいのではないのかなと思っております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） 男女共同参画に関わる質問は、これで最後にしたいと思いましたが、先ほど来、人口減少の関係なども含めて言われています。

この前、たまたま全国町村議会議長・副議長研修会に参加してきました。その中で、男女共同参画の関係について、京都女子大学の女性の先生から講演を受けてきたのですが、その中でも言われたのですが、男女共同参画を進めることによって、根拠はないですが、いわゆる町の人口減少対策につながっていくのではないかというようなことは言われていました。一方で、働いている女性のほうが出生率が高いというような統計なども出ていますというようなことを言われていました。そのようなことも含め、先ほど前島議員からいろいろありましたけれども、そうではなくて、男女共同参画ということを進めていくと、本当にそうなるのかどうかも含めて、ぜひ町としても考えていければいいなと思っています。

北海道の調査でも、男女の地位は平等だと感じている人は一部にとどまっているとも言われていますので、その意味で、第3次総合計画の中でいろいろと言われておりますけれども、女性や若い世代が活躍しやすい環境を整えるためにも、ぜひ施策の展開を図っていただきたいものだと思います。

我々議員のほうも、女性に対する活躍の場といったものを具体的にできるような施策なども含めて提言してまいりたいと思っていますので、先ほど来私が申し上げたような視点でもぜひ考えていただきたいということを最後の質問にしたいと思います。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 以前からそういうお話を質問の中でおっしゃっているのですがよく分かっておりますし、ある意味、私も同じ気持ちがなければ、別にうちの職員は女性

のほうを多く採用しようと思って採用したわけではないですよ、それは実力があるから採用しただけの話で、そして実力があるから管理職にしているだけの話で、そういう気持ちの面でいけば、議員と同じ考えで進めてまいりたいと思います。

ただ、先ほど、どこぞの大学の先生がおっしゃっていた人口が減ったら女性が活躍できないとかというの、僕の聞いていた話と少し違うなというのもありましたので、余計なことかもしれませんが言わせてもらおうと、人口減少の中で働き手がいなくなって、女性の働き手が出てきたのだという方もいます。この問題については、出生率の問題についても同じなのですが、一時は北欧が福祉政策でお金をばんばん出して、その代わり税金を、ざっくり言ったら、もうけの7割ぐらいを税金で持っていかれたわけですが、それで維持できたというのは違うなとも最近言われているし、まだやはりなかなか、どうなのですかね、まとまった考えとしてもいないのかもしれないので、そこら辺は、ただ数字で出たりするのは非常に重要な話なので、我々としてはいろいろなものを分析しながらやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） それでは、2番目の再質問に行きたいと思います。

2年半前と全く同じ答弁で、質問した側から言えば残念であります、特にヘルメットの関係は中学校の着用率が極めて低い状況だと質問の中でも言いましたけれども、教育委員会としても、いろいろな指導はされているのだと思いますが、なぜ着用率が上がっていかないのかというのはどういう分析といいますか、言っても変わらないということなのだろうけれども、そこら辺のところはどう捉えていますか。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えいたします。

中学生の登校時のヘルメットの着用率が低い理由についての御質問でございます。まず、中学校につきましては登校時のヘルメットの着用の状況でございますけれども、生田原中学校、安国中学校、丸瀬布中学校、白滝中学校につきましては、義務づけといった形になっているところであります。また一方、遠軽中学校、そして南中学校の2校につきましては、義務づけといった形ではなく、着用するよう指導しているところでございます。

中学校におきましては、小学校も同じなのですが、日頃からの交通安全指導ですとか、警察官などからの交通安全教室なども通じまして、自転車の運転の際の適切な指導を行っているところでございます。

なぜ中学生の着用率が低いのかということでございますけれども、具体的な調査は教育委員会として行っていないところではございますけれども、ヘルメットを持っていないからといった理由というよりは、ヘルメットをかぶりたくないといった理由のほうが大きいのではないかと考えているところでございます。例えば髪型が崩れるとか友達が

着用していない、また、自分だけが着用すると目立つといった気持ちの面が大きいのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） 今、例えば髪が乱れるとか格好悪いとかという理由もあるのではないと言われてきましたが、ネットなどで調べてみたら、帽子型のヘルメットみたいなものもあるみたいですね。だからどうだということではないのですけれども。

話が変わりますけれども、小学校の場合は、ヘルメットをかぶらないと自転車通学を認めないという対応だと。あと、遠軽地域以外のほかの地域は着用を義務化しているということでした。それぞれの学校によって対応が分かれるというのは、これはあまり言いたくないのですけれども、中学生から怒られるかもしれませんけれども、指導の在り方としてどうなのかという一つの疑問を感じるのですけれども、どうでしょうか。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えいたします。

ヘルメット着用の指導に差があるのかといった御質問かと思っておりますけれども、ヘルメット着用に関しての指導につきましては、基本的には同じ内容で指導されているものと認識しております。ヘルメット着用につきましては、道路交通法に基づきまして努力義務となっているところでございますので、学校判断の下、義務づけまでには至っていないといったことになっているところでございます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） 少しとんでもない話になるかもしれませんが、遠軽ではまだ出ていないのですけれども、そちらこちらで熊や何かが出ていますけれども、例えばヘルメットをかぶっていたら防御になり得るのかどうか、ここら辺の角度からも少し考えてみるのもいいのではないかなと思うのですけれども。

それは冗談としても、自治体によってはヘルメット購入に関わる助成をする自治体が徐々に増えてきているという話も伺っています。答弁は変わらないのだろうと思っておりますけれども、そこら辺の状況や、物価高騰どうのこうのにはならないかもしれませんが、例えばそうしたものの予算も含めて使用しながら考えるとかということにならないのかどうかも含めて、これを最後の質問にしたいと思っております。

○議長（杉本信一君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤祐治君） お答えさせていただきたいと思っております。

これまでも一般質問において、子育て支援に係るさまざまな補助とか助成とかという予算措置についての御質問がありました。町長からも、その都度、答弁をさせていただいているところでございます。本町におきましては、子どもが生まれてから高校卒業するまで、限りある自主財源の中で広範囲にわたり、さまざまな行政サービスにより子育て

て支援に努めているところでございます。

例えば、民生部局では、産婦人科存続をはじめとする厚生病院への補助とか、認定こども園設置に係る補助、保育に係る給食費補助などの各種サービス、我々教育部では、教育専門員・相談員の配置とか、教育専門員の各学校への配置、学校教育に係る楽器等の補助、部活動やスポーツ少年団など全道や全国大会に出場する際の補助など、子どもたちにとってよりよい環境づくりに努めるために子育て支援をしているところでございます。病院があつて当然、認定こども園や保育所があつて当然、各学校に教育支援員がいて当然と思われるかもしれませんが、厳しい財政状況の中、これらを維持していくためのことも簡単なことではないということで御理解いただきたいと思います。

御質問の自転車用ヘルメットの購入の助成をということですが、対象者全体でも金額がそれほどかからないのではないかとと思われるかもしれません。しかしながら、今回のヘルメットに限らず、小額だからということで継続的に助成いたしますと、将来的に重い負担として財政に悪影響を及ぼしかねません。また、私ども教育委員会事務局へは、保護者からのヘルメット助成の要望等は特に把握していないところでございます。

子どもの健やかな育成や教育については、父母、保護者が第一義的責任を負うということが基本であります。学校教育においても、交通安全教育やヘルメット着用の指導を行っておりますが、自転車の登下校に限らず、普段の自転車の運転には、命と身体を守るためにも、ヘルメットの着用について御家庭内で十分に話し合わせ、何よりも命と身体を守るヘルメットを優先して御準備をお願いしたいと教育委員会では考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 以上で、14番佐藤議員の質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩とします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告6番、6番佐藤議員。

○6番（佐藤和徳君） ー登壇ー

通告に従いまして、1点質問いたします。

第3次総合計画の進捗について。

令和7年に策定され、現在六つの基本方針に基づき、基本計画、そして前期・後期に分けた実行計画が動き出しております。その中でも、町長肝煎りの政策である行政改革について質問いたします。

町長が御自身でも述べているように、廃止や統合は痛みが伴うために、誰も進んでや

りたい事業ではありません。しかし、健全な財政運営や未来へ負担を後回しにしないために、行政改革の歩みは進め続けなければなりません。

そこで、各地の施設の中心的な存在であり、50年が経過している丸瀬布総合支所と生田原総合支所の移設について、来年から始まる支所の見直し方針も踏まえた上で、現在の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

お答えいたします。

丸瀬布総合支所につきましては、昭和44年3月の建設から57年経過していることから、施設設備の老朽化が著しく進んでおり、早急に移設等を進める必要があると認識しております。現在、具体的に移転先候補を選定し、施設の改修等に要する経費等を調査しているところです。

また、生田原総合支所につきましては、昭和50年10月の建設から50年経過しており、公共施設の見直し方針では、令和8年度中に協議、令和9年度に移転の方向性となっており、現在その移転先の検討を進めているところでございます。

いずれにつきましても、具体的な移転先が決まりましたら、速やかに御報告させていただきます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 6番佐藤議員。

○6番（佐藤和徳君） 計画にのっとって進んでいるということで、まず一つ安心しました。

それと、令和7年に策定された計画の進捗について、今聞くのは尚早かもしれないと思ったのですが、第3次総合計画というところでお話をしたいのですが、やはり第3次総合計画というのはすごく大切なもので、私もいつも総合計画のほうに目を通していただいて、六つの方針から、さらに基本目標や施策目標、実際のいろいろな計画、それぞれが全て基本方針に基づいて行われているということで、総合計画というのは本当に大切なものだと思っております。

本当は今日、高校生にもお伝えしたかったのですが、総合計画の策定には高校生のアンケートも取って、いろいろな意見を踏まえた中でつくっている総合計画であるということで、その中でも総合計画というのは町の未来というか、展望というか、夢や希望も描いているところもあると思います。そして、夢と現実というところで、実際に夢だけを描くのではなく、現実にも納期もある、この年度からこの年度まではこういうことをやるという、夢と現実がこの総合計画には含まれていると思います。

その現実のところであります策定期間ですとか、何年度から何年度までやるということの見通しを絶えず見続けて、その現実をものによりよくしていくのを担当しているのは、町長と総務課ということでよろしかったでしょうか。

○議長（杉本信一君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木 浩君） 総合計画に基づいて、さまざまな事務事業を進めているところではございますけれども、それぞれの部署がそれぞれの立場で責任を持って照らし合わせながら進めていると、それが現状でございます。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 6 番佐藤議員。

○6 番（佐藤和徳君） 多分それぞれ多岐にわたる業務があるとは思いますが、横断的なというか、計画の実効性にも進捗差というか温度差があるように感じるところではございますけれども、それを取りまとめて全体的にやっていただいているのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木 浩君） 全体を総括するという立場でいけば、それは企画課という形にはなりますけれども、それぞれの事務事業を進めていくという視点でいけば、先ほど私が答弁したとおり、それぞれの課でもって考えながら進めているというところではございますけれども、なかなか計画書どおりにいかない部分というのも当然あるところではございます。そういったスケジュールを意識しながら、それぞれの部分で進んでいるところではございますけれども、やはり途中で優先順位の変更ですとか、いろいろな状況の変化が加わってきますので、そういった状況も踏まえながら進めているというのが現状になってきます。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 以上で、6 番佐藤議員の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午後 1 時 0 4 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一
署 名 議 員 阿部 君枝
署 名 議 員 今村 則幸